

**第 20 回社会福祉士 専門科目**  
**「児童福祉論」**  
**解答(やまだ塾解答速報の訂正版)・解説(簡易版)**

2008 年 3 月 12 日 掲載

今年度は解答速報の段階ではあえて解答を 1 つに絞って掲載した。

その後は解答速報の逐一の訂正はしなかったが、今回の解説(簡易版)とあわせてやまだ塾の解答速報の訂正を行う。

また、複数回答(解なしを含む)の可能性のある問題も今回指摘している。

なお、国家試験として疑義のある問題については、4 月以降に掲載する解説(詳細版)の段階において、昨年度同様に「脇の甘い問題」として掲載する予定である。

「児童福祉論」の訂正箇所	・訂正なし
--------------	-------

番号	設問	解答速報 (1/28.6:10)	やまだ塾の 解答(解答速報の訂正版)と解説(簡易版)
101	ある県が設置している児童相談所に、児童福祉司を任用しようとする際の任用基準	2	<b>やまだ塾の解答:2</b> 1×「2年以上の相談援助実務経験, 指定講習修了」が条件である」 2○ 3×「3年以上」である」 4×「原則, 1年以上の実務経験, 指定講習修了」が条件である」 5×「1年以上(二種2年以上)の実務経験, 指定講習修了」が条件である」
102	相談及び支援	4	<b>やまだ塾の解答:4</b> 1○ 2○ 3○ 4×「厚生労働省の定める児童福祉施設に附置される」と規定されている」 5○
103	母子保健法	1	<b>やまだ塾の解答:1</b> 1○ 2×「1歳に満たない者」である」 3×「満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」である」 4×「出生後28日を経過しない乳児」である」

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			5×「“身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの”である」
104	市町村の業務	1	<p>やまだ塾の解答:1</p> <p>1×「厚生労働大臣が指名する」</p> <p>2○</p> <p>3○</p> <p>4○</p> <p>5○</p>
105	児童扶養手当	4	<p>やまだ塾の解答:4</p> <p>1×「“特別児童扶養手当”の説明である」</p> <p>2×「“国 1/3, 都道府県等 2/3”である」</p> <p>3×「支給される」</p> <p>4○</p> <p>5×「手当の支給を行うとともに、児童の健全育成を図るための事業(児童育成事業)が実施されているのは“児童手当制度”である」</p>
106	<児童虐待の防止>	2	<p>やまだ塾の解答:2</p> <p>キーワード:「保護者への指導措置を採るよう、都道府県などに勧告することができる制度」</p>
107	次世代育成支援対策推進法	3	<p>やまだ塾の解答:3</p> <p>1×「“常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるもの”である」</p> <p>2×「“厚生労働省令で定める”である」</p> <p>3○</p> <p>4×「“厚生労働大臣”である」</p> <p>5×「市町村は含めて“策定するものとする”と規定されている」</p>
108	児童福祉司の発言	2	<p>やまだ塾の解答:2</p> <p>1×, 2○, 3×, 4×, 5×</p> <p>(解説)</p> <p>・児童虐待防止法において、“児童虐待を受けた児童について…施設入所等の措置(里親への委託を含む)が採られた場合においては、児童相談所長は、児童虐待の防止および児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童との面会または通信を制限することができる”と規定されている。これを前提にすれば解答できる。</p>

109	児童福祉司の発言	5	<p>やまだ塾の解答:5  1×, 2×, 3×, 4×, 5○  (解説)  -一般常識でも解答できる問題である。  -1~4の対応は児童相談所の不適切な対応として、近時の重大事件における報道から想定されるような設問である。倫理綱領をベースに状況を具体的にイメージすることが重要である。</p>
110	会議で出された意見	3	<p>やまだ塾の解答:3  1×「無責任である」  2×「明確な根拠を持たずに状況だけで決め付けている」  3○  4×「場当たりである」  5×「役所的な発想である」  (解説)  -現状の行政の問題点(無責任, 明確な根拠を持たずに状況だけでの決め付け, 場当たりの, 役所的な発想など)を指摘している設問である。</p>